平成２２年（フ）第１８１号
佐賀県佐賀市中の館町14番16号
債務者　中野　玲子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
佐賀県佐賀市兵庫町西渕1772番地ウインルイト兵庫102号、住民票上の住所長崎県長崎市錦２丁目21番10―203号
債務者　清水　勇雄
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
佐賀市川副町大字大詫間611番地２
債務者　森　　紀子（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
福島県いわき市泉ケ丘１丁目36番地の２
債務者　小倉　英也
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１０４号
福島県いわき市久之浜町西３丁目４番地の３
債務者　成田　育子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１１１号
福島県いわき市平字作町３丁目２番地の４
吉田ビル206
債務者　佐藤　美子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９７号
山口県防府市新橋町４番31―201号　市住63棟1328号
債務者　佐保　英樹
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９８号
山口県防府市新橋町４番31―201号　市住63棟1328号
債務者　佐保　孝代
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
山口県下松市大字末武下500番地５
債務者　福田　和明
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第８９号
山口県周南市大字大島123番地の14
債務者　熊谷　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第９０号
山口県周南市大字大島123番地の14
債務者　熊谷　一人
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第９２号
山口県下松市大字末武中1280番地２、前住所山口県周南市東山町８番11―402号
債務者　花田　朝香
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第９８号
山口県下松市大字河内578番地１、前住所山口県周南市桜木３丁目12番34―301号
債務者　属　　禎規
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第９９号
山口県周南市大字小松原2272番地の４、前住所山口県周南市東山町６番12号
債務者　川西　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１５９号
熊本市花立３丁目５番14号　よしみ荘201号
債務者　横井　幸男
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６８号
熊本市世安町212番地　世安町団地１―802
債務者　米村　富男
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７７号
熊本市城南町碇915番地　コンフォルト・パレスＡ棟102号、住民票上の住所熊本市国府本町４番25号
債務者　大城戸　勝
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部